

独立行政法人国立病院機構年度計画

平成19年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の年度計画を次のとおり定める。

平成19年3月30日

独立行政法人国立病院機構
理事長 矢崎 義雄

第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

(1) 患者の目線に立った医療の提供

分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

各病院は、平成18年度に実施した患者満足度調査の分析結果を基に、引き続き必要なサービスの改善を行う。

セカンドオピニオン制度の実施

セカンドオピニオン制度の充実を図るため、セカンドオピニオンを担当する医師を養成するための研修を行い、引き続き相談しやすい環境（専門医の情報提供等）を整備していく。

また、セカンドオピニオン窓口の設置病院を増やし、質・量ともに向上を図る。

患者の価値観の尊重

平成18年度までに実施した患者満足度調査の分析結果を参考に、引き続き必要なサービスの改善を進める。治療の選択に患者の価値観が反映されるようインフォームド・チョイスを推進するために、患者に身体や疾病に関する情報を提供できる環境を整備していく。

また、各病院におけるサービス改善を経年的にとらえるため、平成19年度においても患者満足度調査を実施する。

(2) 患者が安心できる医療の提供

医療倫理の確立

各病院は、患者のプライバシー保護の観点から個人情報保護の徹底に努めるとともに、情報公開についても、カルテの開示を行うなど積極的に取り組む。

また、患者とのより良質なコミュニケーションと信頼関係の確立を目指した取組を進めていくとともに、各施設に設置した倫理審査委員会における活動及び適

切性を高めるための指導及び支援を行う。

医療安全対策の充実

我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、すべての病院が、医療事故情報収集等事業により積極的に協力するとともに、医療事故の全体状況を的確に把握することのできる体制を整える。また、引き続き医薬品等安全性情報制度に協力していく。

長期療養患者が使用する人工呼吸器については、医療安全対策の観点から機種の変換のための取組を進める。

救急医療・小児救急等の充実

地域住民と地域医療に貢献するために、救急医療・小児救急等に積極的に取り組むとともに、引き続き救急患者及び小児救急患者の受入数増を目指す。

(3) 質の高い医療の提供

クリティカルパスの活用

クリティカルパスの普及推進のため、研究会・研修会を開催し、引き続きクリティカルパスの総作成数の増を図るとともに、平成15年度に比して、クリティカルパス実施件数の50%以上増の確保を目指す。

また、地域連携クリティカルパスの作成及び活用を更に進め、病院から地域まで一貫した医療の提供を目指す。

E B Mの推進

臨床評価指標の測定を実施するとともに、国立病院機構のネットワークを活用して、測定結果の分析と検討を行い、臨床評価指標の改善に努める。

また、平成16年度から開始したE B M推進のための大規模臨床研究により得られた結果を、各施設に情報のフィードバックを行い、医療の質の向上を図る。

長期療養者のQ O Lの向上等

各病院は、引き続き長期療養者のQ O Lの向上について自院のサービスを点検し、必要な見直しを行う。

また、障害者自立支援法に基づく対象患者の個別支援計画を作成するとともに、療養介助職の配置を推進して、よりよいサービスを提供することにより、患者の処遇充実を図る。

病診連携等の推進

地域の医療機関との連携を図り、地域における的確な役割を担うため、引き続き各病院の地域医療連携室が中心となって、紹介率と逆紹介率の引き上げや高額医療機器の共同利用数の増を図る。

政策医療の適切な実施

これまで担ってきた政策医療を、引き続き各政策医療ネットワーク及び臨床評価指標等を活用して、その質の向上を図る。特に、結核退院基準実施の効果につ

いて検証するとともに、今後の精神科病院の運営のあり方等について検討を行う。
また、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関や障害者自立支援法に基づく療養介護事業の運営については、適切な対応を図る。

2 臨床研究事業

国立病院機構のネットワークを活用してE B M推進のための臨床研究を進め、診療の科学的根拠となるデータを集積するとともに、国立病院総合医学会等を開催し、情報の発信に努める。

(1) ネットワークを活用したE B Mのためのエビデンスづくりの推進とそれに基づいた診療ガイドラインの作成

一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進

国立病院機構の全国ネットワークを活用した独自の研究であるE B M推進のための大規模臨床研究については、引き続き本部が主導となり、推進・運営する。

また、平成16年度及び平成17年度に採択した課題の一部の研究については、得られた結果を広く情報発信し、臨床への還元を目指す。

政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進

各政策医療ネットワークにおいては、各臨床研究センターが作成した臨床研究5ヵ年計画(平成16年度～平成20年度)に基づき、引き続き多施設臨床研究事業を継続する。

また、本部においては、多施設臨床研究推進のために、臨床研究支援を積極的に行う。

臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度

臨床研究センターについては、平成18年度の評価を踏まえ評価項目等を検討した上で、引き続き活動評価を行い研究費に反映させるとともに、次期中期計画に向けた今後の方向性について検討を始める。

臨床研究部についても同様に、評価項目等を検討した上で、引き続き活動評価を行い研究費に反映させる。また、評価結果を基に、平成20年度以降の臨床研究部の再構築を目指した調整を行う。

(2) 治験の推進

迅速で質の高い治験を実施するため、本部により、治験実施施設の実態を詳細に把握し、進捗が悪い又は実施率の低い施設に対しては指導・支援を実施する。

また、中央IRB(中央治験審査委員会)の導入など事務処理の合理化を実施し、治験実施期間の短縮を図り、平成15年度の治験総実施症例数の50%以上の増加を目指す。

(3) 高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進

我が国における高度先端医療技術の臨床導入に資するとともに、その成果を公表する。

加えて、職務発明に対する理解と意識を向上させ、発明の特許等権利化を進め

ていく。

3 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の養成

質の高い臨床研修医や専修医の養成に基づく医師のキャリアパス制度の構築

良質な医師の養成に向けて、平成18年度から開始した専修医制度（後期臨床研修制度）において、専門医療分野の良質な医療を提供できるよう、各診療科において質の高い研修を実施する。

また、研修を修了した医師の認定を行い、更にキャリアパスに活用する。

看護師のキャリアパス制度の構築

平成18年度に設定した「看護職員能力開発プログラム」の運用を行っていくとともに、研究休職制度の適用を推進していくなど看護師のキャリアパス制度を充実し、良質な看護師の養成と確保に努める。

質の高い看護師等養成

各養成所は、第三者によるカリキュラム評価と地域に開かれた公開講座の実施に取り組む。

また、災害医療看護や重心・筋ジス看護など、国立病院機構における特徴的な看護について盛り込んだカリキュラムの運用を確実に実施していくとともに、国立病院機構としての実習指導者講習会の充実に努める。

E B Mの普及のための研修人材養成

政策医療の推進のため、引き続き各政策医療ネットワークの中核となる臨床研究センターが中心となり、当該政策医療分野における根拠に基づいた医療普及のための研修会を多職種の医療従事者を対象に年1回以上行い、良質な医療従事者の養成を積極的に行う。

また、引き続き治験に関する研修等を行い、治験・臨床研究の推進を図る。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

平成19年度においても引き続き、地域の医療従事者を対象とした研究会等の内容や開催方法を吟味し、より多くの医療従事者の参加を得られるよう地域の医療機関に対して参加を積極的に働きかける。

4 災害等における活動

災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図る。

また、平成19年度においても引き続き、国立病院機構職員を対象とした災害医療研修を充実させる。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

月次決算については、平成19年度においても引き続き、全施設において着実

に実施するとともに、部門別決算についてもその実施に努力し、引き続き各病院がその財務状況を確実に把握できる体制の確立に努める。

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 本部・ブロック組織の役割分担

役割分担

本部・ブロックの役割分担に基づく管理業務の充実を図っていく。とりわけ、ブロック事務所における業務については、引き続き病院の支援機能を更に強化した管理業務を実施していく。

効率的な管理組織体制

本部と北海道東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国及び九州ブロックの6ブロック体制による効率的な管理業務を継続する。

また、営繕業務について、質の向上と業務量に応じた処理を図るため、組織体制の見直しを行う。

(2) 弾力的な組織の構築

院内組織の効率的・弾力的な構築

平成16年度の組織体制を基本に、3か年度の運営状況も踏まえつつ各病院に係る地域事情や特性を考慮したより効率的な体制とする。

組織運営の方針

ア 副院長複数制の導入

副院長複数制及び特命副院長を引き続き設置していく。

イ 地域医療連携室の設置【平成16年度全施設設置済】

全施設に設置されている地域医療連携室の専任職員を増やしていく。新たに7施設で専任化を図る。

ウ 医療安全管理室の設置【平成16年度全施設設置済】

全施設設置されている医療安全管理室の専任職員を増やしていく。新たに2施設で専任化を図る。

エ 看護部門の体制強化

看護部門については、病棟部門と外来部門の連携強化を図っていく。病棟部門については、医療の質の向上を図り、より効率的・効果的な病院運営が行えるよう引き続き上位基準取得に必要な看護師の確保を図るとともに、外来部門については、常勤職員及び非常勤職員のより効率的な配置を行う。

オ 事務部門の改革

事務部門については、企画部門と管理部門の2課体制による効率的・効果的な運営を継続するとともに、部門別決算の実施に努める。

また、病床規模に応じた体制の見直しを図る。

(3) 職員配置

各部門における職員の配置については、平成19年度においても引き続き、各職員の職務と職責を考慮し、常勤職員と短時間非常勤職員による業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。

(4) 職員の業績評価等の適切な実施

平成17年度から実施している副院長等の年俸制並びに役職職員の業績評価を継続する。

また、役職職員以外の職員に対する業績評価制度及び業績評価に基づく昇給制度の導入に向けて、必要な準備を進めていく。

(5) 外部評価の活用等

独立行政法人評価委員会の平成18年度までの実績に対する評価結果を、平成19年度以降の病院運営に反映させるとともに、引き続き全病院において監査法人による監査を実施する。

(6) 看護師等養成所の再編成

平成19年度においては、看護師養成所を2施設廃止し、71施設とする。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行う。また、診療報酬上の新たな基準等の取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて増収を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても可能な限り収支相償を目指す。なお、収支相償を超える病院については、実績が評価されるよう引き続き年度末賞与を支給する。

(1) 業務運営コストの節減等

材料費

材料費率の抑制を図るため、引き続き医薬品の共同購入を行うとともに、国立病院機構において使用する医薬品の集約に取り組むとともに、在庫管理の効率化等を推進し費用の節減を図る。

また、医療用消耗品等については、多様化している昨今の供給体制等の動向に留意しつつ効率的な購入を目指し引き続き検討を行う。

人件費率等

適正な人員の配置に努めるとともに、検査部門におけるブランラボや給食業務の全面委託などの委託業務について検証を行い、引き続きコスト低減に十分配慮した有効活用を図っていく。これらにより、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図る。

建築コスト

平成16年度に定めた「国立病院機構における建物整備の指針」に基づき、引き続きコスト削減に努め、価格の標準化を図る。

医療機器購入費

大型医療機器の導入費用の削減を図るため、共同購入による調達を行うとともに、医療機器購入価格の標準化を図る。

院内売店、食堂、喫茶、駐車場等の運営、委託形態

ホームページを活用した公募など契約プロセスの透明性の徹底を図るとともに、一般競争や公募型企画競争など引き続き競争による契約手続きの徹底を行う。さらに、費用分析データを本部から各施設へ示すことにより透明性、競争性に併せ費用と収益の面においても適切な契約の支援に努める。

一般管理費の節減

平成19年度においても引き続き、一般管理費（退職給付費用等を除く。）の経費節減に努めることとし、平成15年度と比して、15%以上節減できる体制を維持する。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費削減の取組を行うが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、心神喪失者等医療観察法、障害者自立支援法等国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、平成18年度に改正した役職員の給与制度の適切な施行を行うとともに、平成19年度以降に改正すべき事項について、引き続き進めていく。

(3) 医療資源の有効活用

国立病院機構が有する人的・物的資源及びそのネットワークを有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取組を実施する。

医療機器の効率的な利用の推進

稼働率の低い医療機器等については、引き続き地域の医療機関との連携を強化し、その効率的な使用に努めて稼働率の向上を図る。

病床の効率的な利用の推進

平成19年度においても引き続き、病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努める。

また、効率的な配置を行うために病棟の稼働状況に応じた病棟構成の見直しを検討し、整理・集約の実施に努める。

(4) 診療事業以外の事業に係る費用の節減等

平成19年度においても引き続き、診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努める。

臨床研究事業

平成19年度においても引き続き、本部研究課が窓口となり、競争的資金の獲得のための情報収集、情報提供、他省庁等との連絡調整、申請書の作成等に関する研究者の支援を行う。

また、国立病院機構すべての病院を結ぶ治験ネットワークを活用し、受託研究費額の増を図るとともに、実施率の改善等質の向上を目指す。

教育研修事業

平成19年度からは、看護師等養成所に係る入学金及び授業料を各養成所において以下を下限として改定するとともに、引き続き教育研修事業の収支率の改善を図っていく。

看護師、助産師、視能訓練士

検定料 20,000円 (20,000円)

入学金 180,000円 (180,000円)

授業料 360,000円 (320,000円)

理学療法士、作業療法士

検定料 26,000円 (26,000円)

入学金 381,000円 (310,000円)

授業料 693,000円 (557,000円)

(カッコ内は平成18年度単価)

(5) 財務会計システムの導入等IT化の推進

財務会計システムの確実な稼働を引き続き図ることにより、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況の分析を行う。

また、各病院は、月次で部門別の決算を行い、毎月の財務状況を把握するとともに、毎翌月25日頃に財務状況に係る評価会を開催し、その経営状況の分析を行い、問題点等に対する改善を行う。

さらに、レセプトのオンライン請求について、法定期限にかかわらず、できる限り前倒しして早期に対応する。

(6) 業務・システム最適化

国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行うため、システム監査及び刷新可能性調査を踏まえて業務システム最適化計画を策定し、公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経営の改善

平成19年度の予定損益計算において、経常収支率を101.5%とする。

2 固定負債割合の改善

平成19年度の長期借入等の予定枠を430億円（平成18年度から繰り越されるものを含む）とするとともに、内部資金の有効活用により、機構の固定負債（長期借入金等の残高）を減少させる。

- 1 予 算 別紙 1
- 2 収支計画 別紙 2
- 3 資金計画 別紙 3

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 110,000百万円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化等による効率化を図る。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、ブロック単位での職員一括採用を行うとともに、ブロック内での人事交流を促進するよう人事調整会議の運営を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

人員に係る指標

技能職について、平成19年度において、143人の純減を図る。

（ 中期計画 714人 ÷ 5 = 142.8人 ）

2 医療機器・施設設備に関する計画

長期借入等及び自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、必要な整備量を確保するとともに、施設の経営状況を勘案した医療機器・施設設備の整備を行う。

3 機構が承継する債務の償還

平成19年度の償還を約定どおり行う。

平成 19 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	49,848
施設整備費補助金	9,581
長期借入金等	42,991
業務収入	729,602
その他収入	5,518
計	837,540
支出	
業務経費	685,091
診療業務経費	618,493
教育研修業務経費	7,630
臨床研究業務経費	10,590
その他の経費	48,378
施設整備費	57,045
借入金償還	48,750
支払利息	18,080
その他支出	10,112
計	819,078

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。

平成19年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	783,564
診療業務収益	726,441
医業収益	717,166
運営費交付金収益	4,624
その他診療業務収益	4,650
教育研修業務収益	4,282
看護師等養成所収益	3,866
研修収益	316
運営費交付金収益	20
その他教育研修業務収益	80
臨床研究業務収益	7,225
研究収益	3,877
運営費交付金収益	3,117
その他臨床研究業務収益	231
その他経常収益	45,616
財務収益	218
運営費交付金収益	42,130
その他	3,267
臨時利益	2
費用の部	775,513
診療業務費	688,384
人件費	385,118
材料費	169,968
諸経費	88,201
減価償却費	45,096
教育研修業務費	8,001
人件費	5,838
諸経費	2,074
減価償却費	89
臨床研究業務費	10,399
人件費	4,180
諸経費	5,714
減価償却費	506
一般管理費	45,686
人件費	44,951
諸経費	659
減価償却費	75
その他経常費用	19,574
財務費用	17,955
その他	1,618
臨時損失	3,468
収支差	8,052

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成19年度資金計画

(単位:百万円)

区	別	金額
資金収入		946,552
	業務活動による収入	779,451
	診療業務による収入	722,650
	教育研修業務による収入	4,232
	臨床研究業務による収入	6,956
	その他の収入	45,612
	投資活動による収入	14,933
	施設費による収入	9,581
	その他の収入	5,352
	財務活動による収入	43,157
	債券発行による収入	4,991
	長期借入による収入	38,000
	その他の収入	166
	前年度よりの繰越金	109,012
資金支出		946,552
	業務活動による支出	703,171
	診療業務による支出	618,493
	教育研修業務による支出	7,630
	臨床研究業務による支出	10,590
	その他の支出	66,458
	投資活動による支出	58,045
	有形固定資産の取得による支出	56,926
	その他の支出	1,120
	財務活動による支出	57,862
	債券の償還による支出	0
	長期借入金の返済による支出	48,750
	その他の支出	9,112
	翌年度への繰越金	127,475

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。